

分別もきちんと分ければ、ごみ減量

## ごみ収集カレンダーをご活用ください

町では、ごみ収集日程を掲載した「ごみ収集カレンダー」を今年度も発行しました。

今月号の広報きほうといっしょに各世帯に配布しますので、ご活用ください。

### ごみを出す際の注意点

- ①きちんと分別をして、決められた日の朝8時30分までに出してください。
- ②ごみを外に置くと、猫やカラスに荒らされますので、ごみは必ず、ごみボックスの中に入れてください。
- ③ごみボックスがいっぱいのときは、翌日以降に出してください。

なお、「保存版・資源とごみの正しい分け方」を、ごみ収集カレンダーに折り込んでいます。今後、分別方法に変更がない限り、新しく配布することはありませんので、大切に保管してください。

※万が一、紛失した場合は、環境衛生課までお問い合わせください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。



平成29年度版ごみ収集カレンダー



ごみ収集カレンダー



分別方法表

開かれた学校づくりを進めるため

## 町内の全小・中学校で、土曜授業を今年度も実施！

町教育委員会では、小中学校の土曜授業を平成26年度より実施し、平成28年度には11回実施しました。

実施にあたり、保護者や地域の方々の参加を得るなど、多様な学習活動を通し開かれた学校教育を展開しました。また、授業時数を増加させることで、よりきめ細やかな指導を行い、学力の向上につながる取り組みとなりました。

町教育委員会では、平成29年度も8月を除く毎月第3土曜日に、土曜授業の実施を計画しています。

### ◆土曜授業の「ねらい」とは

- 保護者や地域の方々が学習活動に参加しやすくなり、開かれた学校づくりをさらに進めていくことができる。
- 授業時数が増加することで、今まで以上にきめ細やかな指導を行い、学力の向上を図ることができる。

▶詳しくは、町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。

愛犬のためにあなたができること

## 狂犬病予防注射と畜犬登録のお知らせ

犬を飼っている方は、その犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務づけられています（狂犬病予防法）。

平成29年度の狂犬病予防注射、および畜犬登録を右記のとおり実施しますので、この機会をご利用ください。また、犬の死亡、飼い主の住所・氏名が変わったなど登録事項が変更になったときは、届け出をお願いします。

◆対象 生後91日以上の飼い犬

◆料金（1頭あたり）

【登録済の犬】 **3,200円**

（注射料2,650円＋注射済票550円）

【未登録の犬】 **6,200円**

（注射料等3,200円＋登録料3,000円）

※なるべくおつりのいらぬよう、ご用意ください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

### ◆狂犬病予防注射実施日時

| 日程          | 時間          | 場所           |
|-------------|-------------|--------------|
| 4月10日(月)    | 8:50～9:05   | 桐原生活改善センター   |
|             | 9:15～9:25   | 阪松原生活改善センター  |
|             | 9:35～9:45   | 平尾井生産活動センター  |
|             | 9:55～10:10  | 大里多目的集会施設    |
|             | 10:20～10:30 | 旧JA高岡出張所前県道  |
|             | 10:45～11:00 | 鮎田構造改善センター   |
|             | 11:10～11:15 | 北松杖多目的集会施設   |
|             | 11:30～11:35 | 旧JA浅里出張所前    |
|             | 13:10～13:35 | 役場分庁舎駐車場（成川） |
|             | 13:45～14:20 | 飯盛多目的集会施設    |
| 4月11日(火)    | 14:30～15:00 | 神内構造改善センター前  |
|             | 9:10～9:30   | 下り場駐車場       |
|             | 9:40～10:20  | 井田公民館        |
|             | 10:30～11:05 | 上野つどい館       |
|             | 11:15～11:35 | 鶴殿長谷集会所      |
|             | 13:15～13:50 | 鶴殿駅自転車置場前    |
| 14:00～14:25 | 役場本庁舎裏      |              |

平成29年4月以降、0.1%引き下げ

## 特別児童扶養手当等の手当額変更について

平成28年全国消費者物価指数の実績値（対前年度比0.1%減）が公表されました。特別児童扶養手当等の各手当については、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられています。そのため、平成29年4月以降の各手当額については、0.1%引き下がります。

|              | ～平成29年3月（月額）                    | 平成29年4月～（月額）                    |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 特別児童扶養手当（1級） | 51,500円                         | 51,450円                         |
| 特別児童扶養手当（2級） | 34,300円                         | 34,270円                         |
| 特別障害者手当      | 26,830円                         | 26,810円                         |
| 障害児福祉手当      | 14,600円                         | 14,580円                         |
| 福祉手当（経過措置分）  | 14,600円                         | 14,580円                         |
| 児童扶養手当（全部支給） | 42,330円                         | 42,290円                         |
| 児童扶養手当（一部支給） | 42,320～9,990円<br>（所得に応じて決定されます） | 42,280～9,980円<br>（所得に応じて決定されます） |

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。